

定置網復旧支援資金利子補給規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 144 号

定置網復旧支援資金利子補給規則

(目的)

第 1 条 この規則は、融資機関が被害漁業者等に対して行う定置網復旧支援資金の融通を円滑にするため、県が融資機関に当該資金に係る利子補給（以下「利子補給」という。）を行うことにより、被害漁業者等の定置網の復旧を支援し、経営の早期安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害漁業者等 平成 18 年の台風 12 号及び同年 10 月 6 日から 8 日までの間における低気圧による災害により定置網に被害を受けた岩手県内に住所を有する者で次に掲げるものをいう。
 - ア 漁業を営む個人
 - イ 漁業生産組合
 - ウ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）
 - エ 漁業協同組合
- (2) 定置網復旧支援資金 被害漁業者等の定置網の復旧を支援し、経営の早期安定化を図るため、定置網の購入又は修繕に必要な経費として融資機関が被害漁業者等に対して貸し付ける資金をいう。
- (3) 融資機関 岩手県信用漁業協同組合連合会をいう。

(利子補給の対象及び利子補給率)

第 3 条 利子補給の対象は、次に掲げる貸付条件を満たす定置網復旧支援資金とし、貸付利率及び利子補給率は、別に定める。

- (1) 貸付限度額 前条第 1 号アからウまでに掲げる者にあつては 9,000 万円以内、同号エに掲げる者にあつては 2 億円以内
- (2) 償還期限 定置網の購入にあつては 10 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）、定置網の修繕にあつては 5 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）
- (3) 償還方法 元本均等償還

(利子補給契約)

第 4 条 利子補給についての契約は、知事と融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第 5 条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における定置網復旧支援資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、別に定める利子補給率の割合で計算した金額とする。この場合において、1 月 1 日から 6 月 30 日までを計算期間とする場合の年間の日数は、^{じゅん} 閏年の日を含む場合においても 365 日とする。

(利子補給の承認申請)

第 6 条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ別に定める様式による定置網復旧支援資金利子補給承認申請書（以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第 7 条 知事は、申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、別に定める様式による定置網復旧支援資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第8条 知事は、定置網復旧支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給を打ち切ることがある。

- (1) 定置網復旧支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 利子補給期間中に貸付けの対象となる事業を中止し、又は廃止したとき。

2 知事は、融資機関がその責めに帰すべき事由によりこの規則又は第4条の規定による契約に違反したときは、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(報告の徴収等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対して、利子補給に係る定置網復旧支援資金の貸付けに関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。